

利用規約

MiraPay プレミアム商品券（アプリ方式）を利用する方は、利用規約（以下「本規定」といいます。）をお読みのうえ、本規約に同意し、本サービスをご利用ください。

第1条（定義）

本規約において使用する用語の定義は下記のとおりとします。

用語	定義
1 MiraPay プレミアム商品券 （「商品券」）	電磁的方法により記録される前払式支払手段（商品券）であって、本規約に従い、利用者が自らのスマートフォンにダウンロードした本アプリ上に商品券情報が登録され、購入することが可能となる。利用者が本アプリにより取扱店舗において二次元コードを読み取り、取扱店舗の確認の下、購入した商品券の利用する残高を入力することで商品券の利用が可能となる仕組みのこと。
2 取扱店舗	MiraPay プレミアム商品券が利用できる個人又は法人の事業者
3 商品券使用取引	商品券の保有者が、取扱店舗において、商品券の残高と引き換えに、商品等を購入またはサービスの提供を受ける取引
4 アプリ	利用者が商品券の発行を受け、利用する目的で利用者のスマートフォン上で使用するアプリケーションソフトウェア

第2条（商品券の発行申込み、発行、販売）

- 1 保有希望者（商品券の保有を希望する者であって、自らのスマートフォンに本アプリをダウンロードできる者）は、別表に定める方法に従い、事前に本アプリのダウンロードとWEBフォームにて、申込みの申請を行います。当選者は、申込時の入力内容に基づいて本アプリに商品券情報が設定されるため、購入することができます。
- 2 発行者は、システムを使用して、所定の情報を入力し、利用者が、本アプリを利用してシステムに記録された残高の商品券を発行します（発行等にかかる事務は、富山県が運営する「TOYAMA ONE Wallet」を利用して行われる、以下同じ。）。
- 3 発行者は、保有希望者による第1項に従った商品券の発行申込みを承諾するときは、別表に定めるとおり抽選を行う場合は、発行者が厳正に行うものであり、Apple Inc. 及び Apple Japan Inc. 並びに Google Inc. 及び Google Japan G.K. は関係しないものとします。なお、発行者の責によらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、又は災害・事変等やむを得ない事由により、商品券の発行を休止または停止する場合があることを利用者はあらかじめ承諾するものとします。また、抽選にて、当選者及び、販売付与するポイント数を確定させ、当選者には別表に定める決済方法による発行代金の払込完了後、速やかに、前項に従い、商品券を発行します。
- 4 保有者は、発行された商品券の残高および利用履歴を、本アプリを利用して確認することができます。
- 5 商品券の発行、販売に要する、利用者のスマートフォンの通信料・接続料等は利用者が負担します。

第3条（商品券の利用）

- 1 保有者は、取扱店舗の確認の下、取扱店舗店頭に備えられた二次元コードを自ら保有するスマートフォンにより読み取ることで取扱店舗を認識し、取扱店舗が提供する財またはサービスの価額（含

む消費税相当額、以下「商品券取引相当金額」という。)に相当する残高を減じて決済します。提示する商品券の未利用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、不足額を現金または取扱店舗の指定する方法により支払うことにより商品やサービスを受けることができるものとし、ただし、一部の取扱店舗においてはその限りではありません。

- 2 保有者は、事前に二次元コードをキャプチャした画像、その他、本アプリ及びこれらに表示される二次元コードの複製物を提示する形での商品券の利用はできません。
- 3 保有者は、商品券使用取引の完了後、本アプリにより利用残高が正しく表示されていることを確認するものとし、
- 4 商品券の利用に要する、利用者のスマートフォンの通信料・接続料等は利用者が負担します。

第4条（商品券使用取引の取消し等）利用者は、法令に基づき売買等の契約の取り消し、解除等が認められる場合を除き、取扱店舗との間で行った商品券使用取引を取消し、又は解除することができないものとし、ただし、決済時に金額等の誤入力があった場合には、取扱店舗と利用者が確認のうえ、取扱店舗における店舗管理画面において当該取引を取消し、修正できるものとし、

第5条（払戻し）利用者は、商品券の発行を受けた後は、払戻しを受けることはできません。ただし、別表の定めにしたがって利用者への払戻しを行うことがあります。

第6条（利用者の義務）

- 1 利用者は本アプリおよび商品券を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならないものとし、
- 2 利用者は、以下に定める行為を行ってはなりません。
 - (1) 本アプリおよび商品券を複製し、改変し、公衆送信すること。
 - (2) 本アプリおよび商品券を偽造し、変造し、又は改ざんするなど、不正な方法により使用すること。
 - (3) 違法又は公序良俗に反する目的で商品券の発行を受け、又は商品券使用取引を行うこと。
 - (4) 申込みに際し、発行者に対し虚偽又は事実と反する事項を届け出ること。
 - (5) その他本規約に反すること。
- 3 前項に規定するほか、商品券を不正に利用する行為（利用者その他発行者が不適切と判断する行為）を利用者が行った場合又はその恐れがあると発行者が認めた場合、発行者及び取扱店舗は、利用者による商品券の利用を認めない場合があります。また、利用者が前二項に違反し、スマートフォンを紛失し、その他の理由により商品券を第三者に利用されるなどして失った場合においても、発行者は一切の責任を負いません。
- 4 利用者は、本規約に違反したことにより発行者又は取扱店舗に損害が生じたときは、当該損害額について一切の責任を負うものとし、
- 5 発行者は、本条に基づき実施した措置に基づき利用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負いません。

第7条（期間）

商品券の利用期間は、別表に定めるものとし、期間終了をもって未使用残高は失効します。

第8条（個人情報等の取扱い）発行者は、商品券の発行又は利用にあたり収集された個人情報の利用・管理・共同利用等について、以下のとおり適切に取り扱うものとし、

- (1) 個人情報とは、商品券の発行又は利用に際し発行者が提供を受けた、氏名、電話番号、電子メールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。）をいいます。
- (2) 商品券の発行及び利用に関し発行者にご提供いただいた個人情報は、以下の目的にのみ利用します。

- ・商品券の運営及びサービス提供
 - ・サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
 - ・電子メール等の通知手段による情報発信
 - ・利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応
 - ・個人を特定できない形の統計情報として使用
 - ・その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的
- (3) 発行者は、利用者から取得した個人情報を、下記②に定める目的で、下記③に掲げる者と共同して利用します。
- ①共同して利用される個人情報の項目
発行者が商品券のサービスに関連して取得した利用者の個人情報
 - ②利用目的利用者からの商品券の発行・管理のためのシステムに関するお問い合わせ、ご相談、クレームへの対応、及び同システムの適切な運営管理・利用者による商品券の発行・管理のためのシステムの利用の分析、新規サービスの開発、既存サービスの改善等
 - ③共同して利用する者の範囲受注者、再受注者

第9条（反社会的勢力の排除）

- 1 利用者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
 - (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」）であること
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 発行者は、利用者が前各項の確約に反し、又は反していると疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、利用者の保有する商品券の残高について、利用資格を取り消すことができます。なお、発行者は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取消しに起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。
- 4 前項の場合、当該利用者の保有する商品券残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

第10条（利用中止）

- 1 発行者及び取扱店舗は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に対し事前に通
知することなく、商品券の発行及び商品券使用取引の全部又は一部を停止又は中止することがありま
す。この場合、利用者は、商品券の全部又は一部を利用することができません。
 - （1）発行者の責によらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、又は災害・事変等
やむを得ない事由によりシステムを利用することができない場合
 - （2）システムの保守・点検等によりシステムを停止する必要がある場合
 - （3）利用者が本規約に違反し、又は違反したおそれがある場合
 - （4）利用者が商品券を違法若しくは不正に入手、利用した場合、又はそのおそれがある場合
 - （5）商品券の利用状況に照らし、利用者として不適格であると認められる場合
- 2 発行者及び取扱店舗は、本条に基づき実施した措置に基づき利用者に損害が生じた場合でも、一切の
責任を負いません。

第11条（本規約の変更）

発行者は、その裁量により、民法548条の4にしたがって本規約を変更することができるものとします。
発行者は、本規約を変更した場合には、所定のウェブサイト等への掲載その他発行者が適切であると判
断する方法により、利用者に対して、本規約を変更する旨および変更後の内容ならびにその効力発生時
期を通知連絡するものとし、その効力は効力発生時期から生じることとします。

第12条（権利義務の譲渡等）利用者は、発行者の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位又は権利
義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第13条（商品券の発行及び管理に関する業務の終了）発行者は、天災地変、公衆衛生上の地域における
疫病の蔓延、戦争・内乱・暴動、社会情勢の変化、法令の改廃、制定、公権力による命令・処分、労働
争議、輸送機関・通信回線の事故、原材料・運賃の高騰、為替の大幅な変動その他発行者の責めに帰す
ことのできない不可抗力、その他技術上又は営業上の判断等の理由により、商品券の発行及び管理に関
する業務の全部又は一部終了することがあります。こ
の場合、所定のウェブサイト等において掲載することにより利用者に周知する措置を講じます。

第14条（分離可能性）本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無
効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断
された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第15条（連絡、通知）本規約の変更に関する通知、その他発行者から利用者に対する連絡又は通知は、
本アプリ又は商品券にかかるウェブサイト上への掲示、その他発行者の定める方法で行うものとしま
す。

第16条（準拠法及び管轄裁判所）本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛
争については、富山地方・家庭裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(別表)

「MiraPay プレミアム商品券発行要綱」

魚津市は以下の要綱で MiraPay プレミアム商品券（以下、単に「商品券」という。）を発行、販売、決済および換金する。

項番	項目	内容
1	発行方式、事務委託	魚津市（発行者）が、電磁的方法により記録される前払式支払手段として発行する。発行者は、魚津観光まちづくり株式会社に発行、販売、決済および換金事務にかかるシステム構築および運行、データ管理及び効果測定を委託し、富山県が運営する地域通貨基盤（TOYAMA ONE Wallet）を利用する。
2	販売総額	2億5,000万円（プレミアム無償付与分を含まない）
3	発行総額	3億2,500万円（プレミアム無償付与分を含む）
4	プレミアム率	30%
5	保有希望者の申込、発行・販売口数、払込方法	保有希望者（商品券の保有を希望する者であって、自らのスマートフォンにアプリ（利用者）をダウンロードできる者）は、事前にアプリをダウンロードし、WEB フォームにて、プレミアム無償付与分を除きお一人当たり3口（30,000円）まで申し込み、システムを通じて抽選・販売する。抽選方法は、申し込み総額が販売総額以下の場合には、全保有希望者に対し、申し込んだ全ての口数を当選とする。申し込み総額が販売総額を超える場合には、販売単位口数ごとに抽選を行う。当選者は、魚津観光まちづくり株式会社、魚津市役所及びセブン銀行 ATM 決済で当選した残高（プレミアム付与分を除く）をチャージする。当選者が期限までにチャージを行わない場合には、当選者の権利は失効する。プレミアム分はチャージ時に自動的に残高に付与される。
6	発行日	令和8年2月18日
7	取扱店舗、利用（保有者による取扱店舗への提示）期間	保有者は、発行者から指定を受けた取扱店舗（保有者との間で自己が指定した対象商品等（発行者の規約で認めるものに限る。）について商品券を使用した取引を行う個人事業者及び法人）で商品券を利用できる。令和8年2月18日から令和8年4月30日までの期間終了をもって未使用分は失効する。
8	決済方法	保有者は、取扱店舗の確認の下、取扱店舗店頭に備えられた二次元コードを自ら保有するスマートフォンにより読み取ることで取扱店舗を認識し、取扱店舗が提供する財またはサービスの価額（含む消費税相当額、以下「商品券取引相当金額」という。）に相当する残高を減じて決済する。提示する商品券の未利用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品やサービスを受けることはできないものとする。但し、一部の取扱店舗では、不足額を現金または取扱店舗の指定する方法により支払うことにより商品やサービスを受けることができるものとする。
9	禁止事項	商品券の払戻、ただし、天災地変その他これに準ずるやむを得ない事象によるものであると発行者が認めた場合はこの限りでない。商品券の他人への譲渡、商品券にかかるシステム上の履歴の改竄、偽造などの不正行為。

10	対象外取引	<p>以下の商品又はサービスは取引対象外とします。</p> <p>① 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、旅行券、ビール券、図書カード、ギフト券、切手、印紙、プリペイドカード、チケット類、有価証券等の出資や宝くじなど換金性の高いもの。</p> <p>② たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入、パチンコなどのギャンブル、事業活動に伴い発生した支払い、宗教活動等にかかわるもの。</p> <p>③ 税金・公共料金等の国や地方公共団体等への支払い。</p> <p>④ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い。</p> <p>⑤ 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするもの。</p> <p>⑥ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。</p> <p>⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条</p> <p>⑧ 各取扱店が使用を不可としたもの</p> <p>⑨ その他取扱いが不相当と市が認めるもの</p>
----	-------	---

以上